

2020年12月18日最終日質疑「議会事務局設置条例改正」

2020年12月18日 日本共産党 上野美恵子

今議会には、議員発議で「熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例」、「熊本市議会会議規則の一部改正」、「熊本市議会委員会条例の一部改正」、「熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正」の4件が提案されています。

いずれの議案も賛同できないというものではなく、特に費用弁償の規定変更については、以前より私どもも積極的に要望として意見を述べてきた問題でもあり、たいへん歓迎しています。しかしながら、「議会局設置」は、議会のあり方にかかわる大事な問題なので、今後の議会運営や議会活性化とどのようなつながるのか、確認も含めて、発議第26号「熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例」案について、発議者の代表である議会運営委員長にお尋ねいたします。通告した2点、議会局の設置・議会事務局の役割について、一括して伺います。

1、議会事務局の設置根拠法令と、その内容についてご説明ください。

2、今回の条例改正による「事務局」を「議会局」とすることの必要性や意義をご説明ください。

3、条例改正提案までの検討経緯をご説明ください。

4、議会には、会議原則があり、それに則った議会運営は、会議の運営を円滑にし、目的を充分達成するために必要な基準です。この原則の内容をご説明ください。

5、会議原則に則った議会運営を行う上で、議会事務局の果たす役割について、見解を伺います。今回の「議会局」への変更で、どのように充実していくのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

(答弁)

答弁にありましたように、議会事務局の設置根拠は、地方自治法です。第

138条第2項の「市町村の議会条例の定めるところにより、議会事務局を置くことができる」との規定です。同じく地方自治法138条第3項には、議会事務局には事務局長、書記その他の職員を必ずおかなければならないと定めてあり、議会事務局職員の任免権は議長にあります。さらには、同法138条第7項に「事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する」、同じく138条第8項に「書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する」とあって、議会事務局員の職責は、議長の命により、議会に関するすべての事務を処理して、議会の持つ権能が十二分に発揮できるように努めることにあるということが、法に明確に定められています。

また、議会事務局が職務にあたる市議会は、憲法第93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議決機関として議会を設置する」という憲法規定を設置根拠としています。

地方自治の本旨は、「住民自治」と「団体自治」の双方を実現することであり、双方が相まって地方自治が健全に発展します。「住民自治」を実現する仕組みの一つに、地方自治体が、住民による直接選挙に選出された長・いわゆる執行機関と、同じく直接公選による議員によって構成される議会、議決機関によって成り立っているという仕組みがあり、長には執行権を、議会には議決権を与えることによって、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効率的な行財政の運営を確保させるための、地方自治体における長と議会の対等平等の関係があります。地方自治の本旨を実現するための「二元代表制」の一方として、議会がその役割をしっかりと果たしていく、その役割が十二分に発揮されていくよう、職責を果たすのが議会事務局です。市の職員であっても、執行機関の側で仕事をするのではないことを肝に銘じなければなりません。

議会には、①自治体の政策を決定すること、②執行機関の行財政運営や事務処理等のすべてを適法・適正にかつ公平・効率的・民主的になされているかを批判し監視する、という2つの使命があります。言論の府として、それを実現するためには、議会という場での発言が一番重要であり、それを保障するための民主的な議会運営を行う基本として会議原則があります。「議事公開の原則」「定足数の原則」「過半数議決の原則」「議員平等の原則」「一議事

「一議題の原則」「一時不再議の原則」「会期不継続の原則」「委員会審査独立の法則」「公正指導の原則」など、長年にわたり、民主的な結論を得るために積み重ねられてきた人類の経験と知恵の集積、普遍的な法則です。これらの原則に則った議会運営を支えていくのも議会事務局です。そのため、議会事務局には、市長事務部局にはない専門的知識や経験などが要求されます。地方自治における二元代表制の一方を担う議会が円滑に運営され、言論の府である議会における議員活動の基本である言論、議員の権利の中でも最も重要な発言の権利、自由闊達な議論を保障するため、議会事務局の果たすべき職務は極めて重要です。

今回の「議会事務局」を「議会局」とする文言の変更は、地方自治法に規定された事務局の職責が、何ら変わるものではありません。しかし、この機に改めて、議会事務局の設置根拠である自治法の趣旨や、重要な役割を果たす議会事務局が会議原則に則った議会運営を行っていくためにどのような役割が必要とされるのか、議長に任命された、執行機関から独立した機関の職員としての役割を再確認すべきだと思います。

また、今回は最大会派「熊本自民」からの提案で、議運に諮られ、議案が上程されました。議会運営委員会では、特段の意見もなく了解され、議案となったことを見れば、議運を構成する会派では、事前に何らかの協議が行われていたのではないかと思います。議会局設置はもちろん、委員会の運営や費用弁償等もすべての議員に直接かわる問題です。議会の基本原則の一つ「議員平等の原則」に立つならば、議運という議案提案の最終段階に諮る前に、事前に行われたであろう何らかの協議の段階で、少数会派も含めてすべての議員に提案内容を説明し、意見を求めるべきです。それこそ、民主主義を体現する議会としてのあり様ではないでしょうか。

議会活動にかかわる、それぞれの会派からの積極的な提案は、議会活性化につながる大事なことですが、提案がよりよいものになるためには、広く意見を集めること、集団的な検討は欠かせません。議会改革にかかわる問題は、協議の場として設置されている議会活性化検討会など、公の場での協議を通じすすめていくことが、開かれた議会としてのあり方ではないでしょうか。この点も指摘しておきます。

冒頭述べましたように、各々の発議、その内容に反対するものではありませんが、指摘したような課題や問題点がありますので、委員会付託の省略については反対をさせていただきます。

新型コロナウイルス禍で、市議会もまた二元代表制の一翼を担う重責を担い、その責務を果たし、十分な議論を行うため、平常どおりの議会が開催できるような縁の下の力持ちとして支えていただいている議会事務局のみなさまには見えないご苦労がোধありだと思います。心から敬意を表し、お礼申し上げます。今年3月の第1回定例会では、重要な意見の機会である一般質問を中止せざるを得ない状況にもなりましたが、コロナ禍でこそ重要な議会の役割を果たしていくためにも、そのようなことに再びならないように、議員と事務局が一丸となって、取り組んでいければと思います。議会事務局が、原則的な立場で、その重要な役目をしっかりと果たしていられるようお願いして、質疑を終わります。